第２期
桐生市子ども・子育て支援事業計画（案）
概要版

【令和２年度～令和６年度】

1　計画策定の背景・趣旨

本市では、平成 27 年 4 月から開始されました子ども・子育て支援新制度に合わせ、子ども・子育て支援法（第 61 条）に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法（第 8 条）に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定する計画として、平成 27 年 2 月に「桐生市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年計画）」を策定し、「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を基本理念として、様々な子育て支援施策を推進してまいりました。

本市がこの子育て支援施策を推進する中で、平成 30 年 12 月には、子どもの未来を育む事業に要する経費の財源を積み立てるため、「桐生市子ども基金条例」を制定しました。また、令和元年 10 月からは、急速な少子化の進行への総合的な対策と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的な負担の軽減を図ることを目的に、「幼児教育・保育の無償化」を開始したところです。

このような状況の中、この度、現行の計画が令和 2 年 3 月末で終了することから、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画期間とした「第 2 期桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、将来を担う子どもの健やかな成長を支えるとともに、新たな社会環境の変化に柔軟に対応した総合的な子育て支援施策を計画的に推進するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定する計画です。また、この計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「桐生市総合計画」に基づく部門別計画とするとともに、本市の他の関連計画との連携や整合を図りながら、調和が保たれる内容とします。

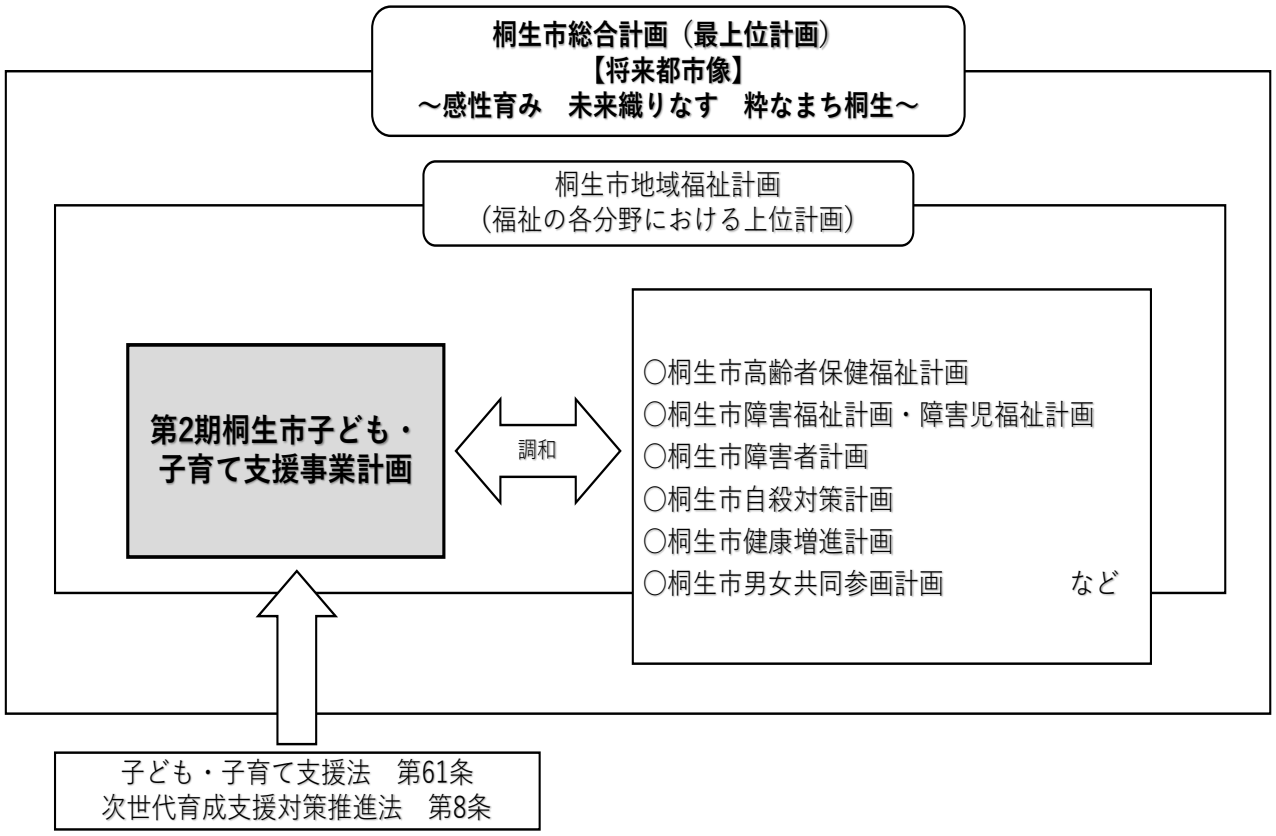

3　計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

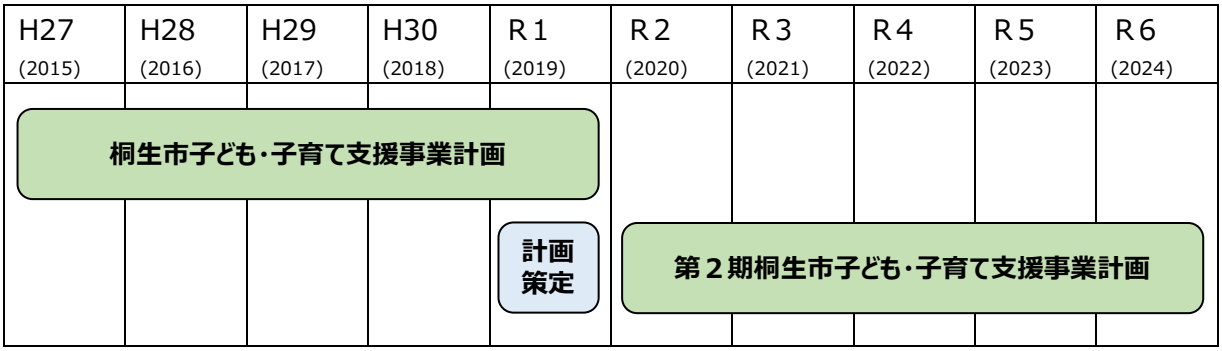

4　計画の対象

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭等を対象とします。なお、本計画における「子ども」とは、おおむね 0 歳から 18 歳までとします。

5　計画策定の体制

（1）桐生市子ども・子育て会議の設置

この計画を策定するにあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づく、「桐生市子ども・子育て会議」を設置し、委員からの意見を聴取する中で、計画策定に反映しました。なお、この会議は、市民の意見が広く反映されるように、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者など 17 名の委員で組織しています。

（２）アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本市では、子育て支援施策のニーズを把握するため、平成 30 年 12 月に、市内に住んでいる 0 歳から 5 歳までのお子さんを持つ保護者（2,000 世帯）に対して、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を実施しました。この調査結果に基づき、計画の策定に取り組みました。

６　計画の基本理念と視点

（１）計画の基本理念

本市で育つ全ての子どもが、個性豊かにのびのびと健やかに成長することにより、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、子どもと親が輝き続けることができるまち（桐生）の実現を目指すため、計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念　　「子どもと親が輝くまち　桐生」

（２）計画の基本的視点（10 の視点）

計画の基本理念を実現するための視点として、次の 10 の視点を重視した取組を展開します。

① 子どもの視点
② 次代の親の育成という視点
③ サービス利用者の視点
④ 社会全体による支援の視点
⑤ 仕事と生活の調和実現の視点
⑥ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
⑦ 全ての子どもと家庭への支援の視点
⑧ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
⑨ サービスの質の視点
⑩ 地域特性の視点

7　計画の基本目標と施策の推進

計画の基本理念に基づき、各分野における子ども・子育て支援施策を推進するため、9 つの基本目標と基本目標ごとの子育て支援施策を設定します。

基本理念

子どもと親が輝くまち　桐生

基本目標	施策の推進
1　乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援	1　教育・保育施設の充実 2　地域子ども・子育て支援事業の推進
2　地域における子育て支援・保育サービス等の充実	1　地域における子育て支援サービスの充実 2　保育サービスの充実 3　子育て支援のネットワークづくり 4　子どもの健全育成
3　母性と乳幼児の健康の確保と増進	1　子どもや母親の健康の確保 2　食育の推進 3　思春期保健対策の充実 4　小児医療の充実
4　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1　次代の親の育成 2　子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境などの整備 3　家庭や地域の教育力の向上 4　子どもを取り巻く有害環境対策の推進
5　子育てを支援する生活環境の整備	1　良質の住宅と良好な居住環境の確保 2　安全な道路交通環境の整備 3　安心して外出できる環境の整備 4　安全・安心なまちづくりの推進など
6　職業生活と家庭生活との両立の推進	1　仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 2　仕事と子育ての両立のための基盤整備
7　結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	1　切れ目のない支援施策
8　子どもの安全の確保	1　子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 3　被害に遭った子どもの保護の推進
9　要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	1　児童虐待防止対策の推進 2　ひとり親家庭の自立支援の推進 3　障害児施策の充実等 4　子どもの貧困に対する支援

８　計画の推進体制と進捗管理

この計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。このため、本計画では、様々な施策・事業に関する事業評価を行うとともに、ＰＤＣＡサイクルによる効率的な行政運営を目指します。
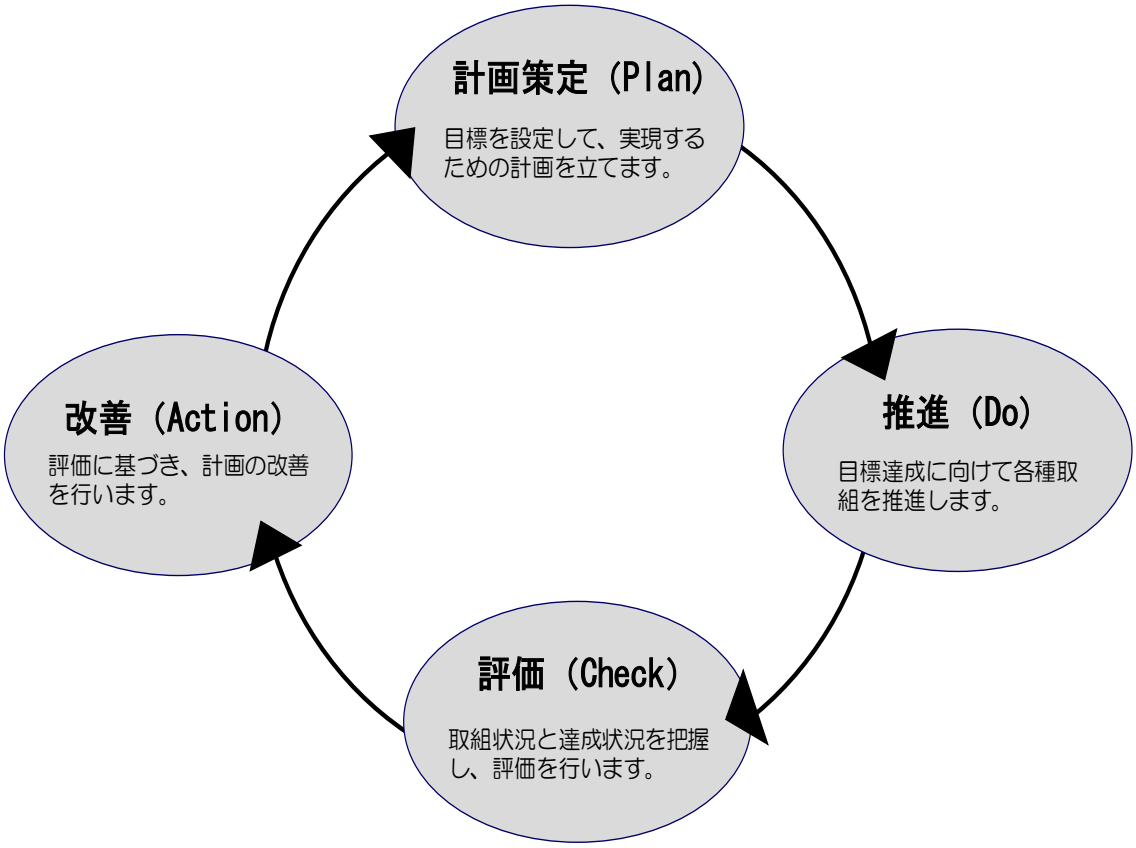
このＰＤＣＡサイクルによる効率的な行政運営を行うため、毎年度、市の関係各課の施策の進捗状況について、把握・点検・評価するとともに、「桐生市子ども・子育て会議」に評価結果などを報告します。なお、この評価結果などについては、市ホームページなどを活用し、広く市民等にも公表します。